

K C N 京都基本サービス契約約款（笠置町および南山城村専用）の変更について

変更後	変更前
第 6 条（遅延損害金および請求書等発行手数料） ・文言修正 2. 当社は加入者が料金その他の債務（遅延損害金を除きます）について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為をいいます）を行う場合には、別に定める料金表に記載の請求書等発行手数料を別途請求いたします。	第 6 条（遅延損害金および督促手数料） 2. 当社は加入者が料金その他の債務（遅延損害金を除きます）について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為をいいます）を行う場合には、別に定める料金表に記載の督促手数料を別途請求いたします。
・号にあたる内容のため修正 第 10 条（厳守事項） 加入者は、次の事項を守るものとします。 （1）当社の承諾なしに当社施設を改変しないこと。 （2）加入契約以外の引込線等を新たに設置しないこと。また、線条その他の導体等を加入者引込線に連絡しないこと。	第 10 条（厳守事項） 加入者は、次の事項を守るものとします。 1. 当社の承諾なしに当社施設を改変しないこと。 2. 加入契約以外の引込線等を新たに設置しないこと。また、線条その他の導体等を加入者引込線に連絡しないこと。
（付則） ・文言修正 この加入契約は、精華台 5 丁目地区にのみ適用されるものとします。 2. 当社は、特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。 3. 一括加入、業務施設等の加入契約については、別に定めるものとします。 4. この契約約款は、2026 年 1 月 1 日から施行します。	（付則） この加入契約は、精華台 5 丁目地区にのみ適用されるものとします。 2) 当社は、特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。 3) 一括加入、業務施設等の加入契約については、別に定めるものとします。 4) この契約約款は、2022 年 7 月 1 日から施行します。
別表 （冒頭） ・文言削除および文末へ移動 ※表示金額は特に断りがない限り消費税込の価格です。請求金額は税抜価格の合計から税率乗算して、小数点以下を切り捨てて計算します。	別表 （冒頭） ※すべての金額は消費税込の価格です。請求金額は税抜価格の合計から税率乗算して、小数点以下を切り捨てて計算します。
・名称変更および金額修正 4. 各種手数料 請求書等発行手数料 440 円 1 通につき	4. 諸手数料 督促手数料 110 円 1 回の督促につき